

継続企業の前提に関する会計基準、検討 | ASBJ

去る3月11日、企業会計基準委員会は、第572回企業会計基準委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

継続企業の前提に関する会計基準の開発

監査・保証実務委員会報告74号「継続企業の前提に関する開示について」（以下、「報告74号」という）の会計に関する定めの内容を基本的にそのまま移管するにあたって、第566回親委員会（2026年2月1日号（No.1766）情報ダイジェスト参照）にて、会計基準の本文に記載する内容と会計基準の結論の背景に記載する内容に切り分けて審議された。

その際、報告74号には会計基準レベルと適用指針レベルの両方の内容が含まれているため、会計基準と適用指針のセットで基準開発を行うべきとの意見が聞かれていた。

これを踏まえ、事務局より次の会計基準開発の方向性が示された。

- (1) 基準の構成は、会計基準と適用指針に区分して両方を開発する。

- (2) 会計基準等には、①継続企業の前提に関する評価と②開示の2つに分けて定めを設ける。
- (3) 監基報570「継続企業」2項の「企業の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそ

れ以外に現実的な代替案がない場合」という継続企業の前提に関する判断基準を会計基準に取り込む。

(4) 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況」および「対応策の検討」の内容を「それ以外に現実的な代替案がない場合」に関する検討事項と位置づける。

また、この方向性に基づいた会計基準および適用指針の文案が示され、審議が行われた。委員からは、賛意が聞かれた。

会計

金融資産の減損に関する公開草案のコメント対応、検討開始 | ASBJ、金融商品専門委

去る3月9日、企業会計基準委員会は、第251回金融商品専門委員会を開催した。

2025年10月に公表された金融資産の減損に関する企業会計基準公開草案89号「金融商品に関する会計基準（案）」等について寄せられたコメントもともに審議が行われた。

また、同テーマについて、3月11日開催の第572回親委員会でも審議された。

今後の審議の進め方
事務局から、寄せられたコメントへの対応については、原則としてコメント対応表において検討を行い、個別に検討を行うべきものについては審議資料を作成して検討を行うとする案が示された。

なお、現時点で個別に検討することが必要であると識別されている論点は次のとおり。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
4月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和8年3月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
4月15日(水)まで	② 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出	② 4月1日の現況で関係市町村長へ提出。
4月中の市町村条例で定める日まで	③ 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付 ④ 軽自動車税の納付	
4月30日(木)まで	⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和8年2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和8年1月期) 2カ月延長法人(令和7年12月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(2月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(2月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(5月、8月、11月期) ⑪ 公共法人等の道府県税および市町村住民税均等割の申告納付 ⑫ 公益法人等(法人税申告書提出法人を除く)の損益計算書等の提出(令和7年12月期)	⑤~⑫ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 ⑫ 公益法人等が年間収入8,000万円超の場合(措法68の6、措令39の37)。

(1) 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位(例: 親会社と子会社での統一の要否)

(2) 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定(例: 反証方法の明確化、内部信用格付が改善した場合の取扱)

専門委員および親委員会からは、賛同する意見が聞かれた。寄せられた主なコメントとそれらに対する対応

コメント対応表にて、現時点で事務局の分析が完了しているコメント対応案が次のように示され、審議が行われた。

① 「ステップ1」IFRSと米

公開草案では除かれており、整合していないのでは」との意見に対して、金融商品実務指針26項を公開草案に整合させる修正案が示された。

③ 「金融機関の債権管理実務」として定着している実抜計画先、合実計画先、基準金利確保先への債権が「信用減損金融資産」に該当しないことを明確にしてほしい」とのコメントに対して「企業が行った内部信用格付の結果、その他要注意先に区分される債務者に対する債権については、通常、信用減損金融資産に該当しない」と説明する対応案が示された。

④ 「簡素化された判定方法における正常先の3区分について、詳細を定義してほしい」とのコメントに対して、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付および要判定格付に該当する内部信用格付が存在しない場合の記述を追加する修正案が示された。

専門委員からは、「②について、どちらに整合させるかの要否も含めて表現を見直すべき」との意見が聞かれた。

親委員会からは、特段の異論は聞かれなかった。

ポジティブ・メンタルヘルズ

100日間受験体験記

メンタルクリエイター 江口 毅

約20年ぶりに資格試験を受けました。ブリーフセラピスト・ベーシックという国際ブリーフセラピー協会の協会認定資格です。ブリーフセラピーをわかりやすく説明すると、「問題の犯人探しに徒に時間を費やすのではなく、解決のためだけに全リソースを投下し、短期間で最大の効果を生み出すための合理的な心理療法」といえます。他業界の友人たちに受験のことを話したら、「心理療法の1つだったら、仕事の延長線上でしょ? 楽勝じゃないの」と気軽に考えていたようですが、そう簡単なものではありません。筆者は研究者ではなく生粋の実務家なので、「から理論を学ぶ」というのは大変なことなのです。実際に学んでみると、やはり難しかったです。技法だけ覚えてもいけないので、その背景や歴史を知らなければならぬのですが、全体像や理屈をきちんと理解するのに相当苦労しました。

また、学び始めた当初はカウンセリングが下手になったような感覚を覚えました。ブリーフセラピーの型を覚えようとして試行錯誤した結果、おそらく今までの自分の型が崩れて混乱してしまっただけでしょう。たとえば、何となくうまくマネジメントできていた管理職が、本格的にマネジメントの勉強をしたら、理論とやりやってみようと力みが出て、「一時的にうまくマネジメントできなくなってしまうようなイメージです。」

ということで、久しぶりに受験生を経験したわけです。11月から動画教材や書籍で勉強を始め、12月に養成講座を受講し、1月に筆記試験を受験し、2月に実技・面接試験を受験しました。その間およそ100日間。この歳になって100日間も勉強できるとは思っていませんでした。ちょうど世の中の受験生が追い込みの時期だったので、図書館で周りが頑張っている様子を見て奮起することができました。また、今まで書籍や勉強会で学んできたこと、自身のカウンセラーとしての経験などがつながっていく感覚にワクワクしたことも勉強を継続できた理由として挙げられます。

20年ぶりの受験生を経験することで、筆者の生活にさまざまな変化が生まれました。親友の息子の高校3年生にポモドーロ・テクニックというものを教えてもらいました。それは、25分間の集中作業と5分間の小休憩を繰り返す時間管理術です。YouTub

beにアップされているそのツールを使って、集中力が格段に上がりました。また、生成AIのGeminiを今までは検索代わりにしか使っていなかったのですが、筆記試験の問題を作ってもらったり、実技試験の模擬問題を作ってもらったりして、初めて効果的にGeminiを活用することができるようになりました。他には、昇進試験などを受ける友人を心から応援するようにもなりました。

受験生になることで、さまざまな変化が起こったことは思わぬ収穫でした。何かに挑戦することは、その過程でそれまで出会わなかった人に出会い、出会うようになったものに出会うのだと知り、世界が広がりました。また、今回の受験という挑戦によって、確実にカウンセリングの知識と技術が向上しましたし、自信も深まりました。そして、頑張った自分自身を認めてあげようという気持ちも高まりました。ブリーフセラピーにおいては、できていないことよりもできていることに着目するという考え方がありますが、実生活においてもそのような視点が増えたことも受験勉強の恩恵だと思えます。あとは、合格していることを願うばかりです。

GHG排出の開示に対する改正気候関連開示基準、公表議決—SSBJ

去る3月10日、SSBJは第65回サステナビリティ基準委員会を開催した。

前回（2026年3月20日号（No.1771）情報ダイジェスト参照）に引き続き、ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正について審議が行われ、次の基準の修正案が、出席委員全員の賛成で公表議決された。

- ・サステナビリティ開示ユニバーサル基準の修正案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
- ・サステナビリティ開示テーマ別基準1号の修正案「一般開示基準（案）」
- ・サステナビリティ開示テーマ別基準2号の修正案「気候関連開示基準（案）」

3月中にも公表される模様。

金融 原油急騰で遠のくFRBの利下げ

中東情勢の緊張を背景に、原油価格が急騰した。北海ブレント原油は3月9日に一時1バレル119ドル台まで上昇した。背景にはイラン情勢をめぐる軍事的緊張の高まりがある。ホルムズ海峡を通過する原油量は世界供給量の約2割を占めるとされ、同海峡の封鎖リスクが意識されたことが直接の引き金となった。翌10日には緩和観測から92ドル台まで急反落したが、この乱高下こそが市場の本質的な問いを浮かび上がらせた。この点が重要なのは、原油価格が単なる商品市況の問題ではなく、米連邦準備制度理事会（FRB）の政策の自由度を直接左右するからである。

米国では消費者物価指数（CPI）の前年比上昇率は2%台半ばまで低下してきた。しかし政策金利の誘導目標はなお3%台後半にある。つまり、インフレはピークを越えたものの、大きく緩和できるほど物価が安定

したとはいえない局面だ。そこへ原油高が加われば輸送費や電力料金を通じて企業コストを押し上げ、消費者物価に波及することになる。加えてトランプ政権の関税政策がコア財価格にすでに上昇圧力をかけており、インフレとの戦いはなお道半ばだ。

直近まで、市場では最初の利下げは6月会合になるとの見方が有力視されてきた。フェデラルファンド先物や主要民間予測でも、一時期、6月利下げ開始をメインシナリオとするコンセンサスが形成されていた。だが、今回のイラン情勢による環境変化を鑑みれば、FRBが近い将来に利下げへ転じる環境にはないと判断せざるを得ない。実際、FRBはデータ重視の姿勢を一貫して示しており、物価の高止まりが続く限り、現行水準の政策金利の維持が続くことになる。

市場が神経質になっているのは原油価格の水準そのものではなく、それが物価と金利の関係を再び塗り替えるかどうかという点である。中東情勢次第では原油が再騰する局面もあり得る。利下げ開始の時期はさらに遠のいたとみるべきであり、FRBの政策運営の難しさは一段と増している。

財務省法人企業統計調査

—令和7年10～12月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。以下は、令和8年3月3日に発表した令和7年10～12月期の調査結果の概要です。

回答法人数 23,233社 (19,092社)
 回答率 71.9% (72.3%)
 ()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、400兆6,499億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は0.7%となりました。

業種別にみると、製造業は1.0%、非製造業は0.5%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増益

経常利益は、30兆270億円で、増加率は4.7%となりました。

業種別にみると、製造業は0.9%、非製造業は7.1%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、15兆3,865億円で、増加率は6.5%となりました。

業種別にみると、製造業は0.0%、非製造業は10.1%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は13兆6,422億円で、増加率は7.3%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	6.10-12	7.1-3	4-6	7-9	10-12	
売上高					(実額)	
全産業	2.5	4.3	0.8	0.5	4,006,499	0.7
製造業	2.2	5.7	1.3	0.2	1,211,952	1.0
非製造業	2.7	3.8	0.6	0.6	2,794,546	0.5
経常利益					(実額)	
全産業	13.5	3.8	0.2	19.7	300,270	4.7
製造業	26.7	▲2.4	▲11.5	23.4	113,165	0.9
非製造業	6.4	7.0	6.6	17.6	187,105	7.1
設備投資					(実額)	
全産業	▲0.2	6.4	7.6	2.9	153,865	6.5
	(3.1)	(6.9)	(5.2)	(2.9)	(136,422)	(7.3)
製造業	0.8	4.2	16.4	1.4	52,458	0.0
	(0.4)	(3.0)	(17.0)	(2.0)	(47,457)	(0.3)
非製造業	▲0.8	7.6	3.0	3.9	101,408	10.1
	(4.7)	(8.9)	(▲1.1)	(3.4)	(88,966)	(11.5)

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和8年1～3月期の調査票の提出期限は令和8年5月11日、結果の公表は令和8年6月1日の予定です。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年3月4日	第8回適時調査 代表取締役との対話と監査の実効性	日本監査役協会	監査役等が抱える課題について、各社がどのように代表取締役との対話を深化して監査に反映させているか、その実態を把握するために調査を実施し、その結果を公表したものの。監査役等と代表取締役との主な対話テーマとしては、M&Aや撤退等を含めた中長期経営戦略等が69%、人材確保や育成等の人的資本等が68%と、中長期的な視点からみた重要課題について対話が行われており、94%の会社が監査の実効性を高めるうえで役立っていると感じているとのこと。また、監査役等の提言等が代表取締役の業務執行や意思決定にも反映・影響されており、両者ともに対話を行うことで相互理解を深めている。その他、本音を引き出すための工夫やテーマ選定上の工夫など、監査役等が知りたい情報が掲載されており、参考になる。 https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14666/

証券

世界同時株安は終わったか？

アメリカ・イスラエルが敵対するイランに猛攻撃を開始して約10日が経過した。トランプ米大統領は、イランの戦力の喪失を主張するが、最高指導者を殺害されたイランは反撃を継続しており、新指導者のもとで、一段と戦闘意欲を高めているようにさえ思われる。トランプ氏の発言も次第に長期化を覚悟するトーンが強まってきた。戦争勃発で世界の株式市場がショックを受け、同時暴落となったのは、石油産出大国イランの石油産業の活動がストップした場合の世界経済への巨大なダメージが懸念されたからである。

戦争が始まった日、世界同時株安もスタートした。その後は戦いの広がり、イラン石油産業の打撃情報を反映しながら、連続安、若干の戻りを経験した。そして、世界的にイラン情勢への悲観的な見方が強まったと思われる3月9日、同時株安はクライマックスに達した。特に下げ幅が大きかった韓国、日本、台湾の3カ国は年初から株価上昇が顕著であり、大幅な下げは強まっていた高値警戒感が表面化したものといえた。

ところが、同時株安の翌日、世界の株価は一転して大幅な戻り（日本株は50%強の戻り）を達成した。これは市場の環境が好転したわけではなく、株価のリズムが下げから反転したことを示すものである。とはいえず、この戻りによって株式市場では株価はどこまで下がるのだろうか、という不安感が解消したことは確かであろう。世界的に株式市場で高まってきていた投資意欲が決して萎えていないことを示しているからである。

それでは、これから世界の株価、日本の株価はどう動くのだろうか。今回のような大幅な株価下落を経験した後は、株価は立ち直ってもすぐに上昇一直線とはいかない。今後1カ月くらいは揺れ動く投資家心理を反映して、株価は一進一退を繰り返すのではなからうか。もちろん、これからも投資家心理に最も影響するのは、この戦争の行方である。株価の一進一退が続くとみるのは、戦争が短期間で終わるとみていないからである。

経理用語の豆知識

資本剰余金の処分による配当の会計処理

株主が資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合を除き、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額する。売買目的有価証券である場合は、受取配当金(売買目的有価証券運用損益)として計上する。

ただし、配当受領額を収益として計上することが明らかに合理的である場合には、受取配当金に計上できるものとする。例として、①配当の対象となる時価のある有価証券を時価まで減損処理した期における配当、②投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業からの配当に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業に存在し、当該留保利益を原資とするものと認められる配当、③優先株式であって、償還が約定されており、償還が確実に見込まれる場合の優先株式に係る配当、が挙げられる。

従業員へのポイント割当等に関する会計処理

企業は、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式数に、信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じた金額を基礎として、費用およびこれに対応する引当金を計上する。信託による自社の株式の取得が複数回にわたって行われる場合には、従業員に割り当てられたポイントに関する費用およびこれに対応する引当金は、平均法または先入先出法により算定する。

信託から従業員に株式が交付される場合、企業はポイントの割当時に計上した引当金を取り崩す。引当金の取崩額は、信託が自社の株式を取得したときの株価に交付された株式数を乗じて算定する。

信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法とする根拠には、一般的に労働サービスの価値を従業員の業績により直接測定することは困難であり、各期における従業員の業績と当該期間の株価の連動性は明らかでないこと、企業による追加負担の可能性をスキームごとに客観的に判断することが容易ではないこと、などがある。